

を作成し、定例の部科長会・教授会及び毎月開催される理事会等で審議を行っている。また、学内周知においては、一定期間学内掲示を行うとともに、必要に応じ部科長会等で改正等の内容の報告を行っている。

規程集を各学科に設置しており、制定・改廃が行われる都度速やかに規定の差し替えを実施している。このように法令等の周知徹底は適切に行われている。

(ロ) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

法令に基づき「個人情報保護に関する規程」を制定（平成 17 年 4 月 1 日施行）するとともに、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文科省：平成 18 年 2 月 1 日改訂版）を全教職員に配付している。また、新規採用者においては採用時研修においてこの規定等を配付し説明を行い、個人情報の適切な保護に努めている。

公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するため公的研究費に係る不正を調査する公的研究費不正調査委員会を設置した 22 条からなる「公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」を制定（平成 19 年 10 月 26 日施行）し、不正行為の防止に努めている。

(二) 工学部

本学部の教育関連事項、入試選考、教員人事、予算等、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を円滑に実施するために、能率良く合議を得ることを目標としている。

(1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会メンバーは、教授 31 名、准教授 21 名、(常勤) 講師 5 名、助教 2 名の計 59 名となっている。職階の差による権限の格差はなく、全構成員が平等の発言機会、決定権を有している。ほとんどの重要事項について、規則・慣行が整備されているので、比較的短時間に審議は終了しており、運営上特に問題はないと判断される。

(2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会の議長は、学部長が議長を担当し、教務委員会、学生委員会、入試委員会、人事選考委員会等の議案を審議決定する。各学科との連携のため、非公式に 4 学科長との協議会を不定期に開催しており、運営面で特に問題はないと判断している。学部長固有の権限はほとんどないが、わずかに、工学部予備費の用途を 4 学科長の了解のもとで決めることができる。この費目を用いて、平成 18 年度、19 年度にグッドホームページ賞 (学科、個人)、出前授業功労賞の表彰を実施した。

(点検・評価と改善方策)

現在学部固有の事務体制がなく、学部長に過大な任務、事務処理が課せられる実状がある。今後、教育問題、志願者対策等その業務がますます増大する中で、学部長の業務を支援する事務体制が必要である。

(三) 情報工学部

本学には、全学教授会と学部教授会がある。これらが民主的に運営されることは当然として、両者間の権限、審議事項等の調整を行い、更には学部教授会と学部長の役割を明確にすることによって、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を機能的に推進できるようにすることを到達目標とする。